

指定地域の区域の区分は、次表のとおり都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の区分による。

区域の区分	用途地域の区分
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

特定工場等の規制基準（法第4条第1項）

指定地域内の特定工場等における振動の規制基準は、次のとおりである。

（昭和53年3月10日県告示第335号）

区域の区分	あてはめ地域	基準値（単位：デシベル）			
		7	昼間	20	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域	60		55	
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
第2種区域	準住居地域	65		60	
	近隣商業地域				
	商業地域				
	工業地域				

- 備考 1 区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の区分による。
 2 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。
 (1)学校教育法第1条に規定する学校
 (2)児童福祉法第7条に規定する保育所
 (3)医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設
 (4)図書館法第2条第1項に規定する図書館
 (5)老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

特定建設作業の規制基準（法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、次表のとおりである。

（施行規則第11条）

(1号基準) 振動基準	(2号基準) 作業禁止時間		(3号基準) 1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業 限度期間	(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
75デシベル	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	10時間	14時間	6日	日曜日その他の休日

- (注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
 2 75dB を超える大きさの振動が発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
 3 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

区域の区分は、次のとおりである。

第 1 号 区 域 (昭 和 53 年 3 月 10 日 県 告 示 第 335 号)	指定地域のうち、次の区域とする。 (1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 (2)第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 (3)近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4)工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80m区域内
第 2 号 区 域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域